

表一 2 - 2 許可基準 (吉野川沿い)

建築物	位置	吉野川沿いの景観を著しく損なわないものとする。		
	高さ	石垣上段では原則として、2階建以下とする。 軒高は周辺の伝統的建造物と調和させる。 石垣下段では原則として、平屋建とする。		
	構造	原則として、木造とする。ただし、用途等によりやむをえず他の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、伝統的町並みと調和を図る。		
	外部意匠	屋根・庇	形式	原則として、屋根は勾配屋根とする。
			勾配	歴史的な風致を著しく損なわないものとする。
			材料	
			軒 樋	
		外壁	位置、形態及び仕上げは、伝統的町並みと調和を図る。	
		開口部		
		基礎		
色彩				
設備機器等		歴史的な風致を著しく損なわないものとする。		
工作物	塀・石垣等	歴史的な風致と調和したものとする。		
	屋外広告物	歴史的な風致と調和したものとする。		
木竹の伐採・植栽		歴史的な風致を著しく損なわないものとする。		
駐車場及び車庫		駐車場は、歴史的な風致を著しく損なわないものとする。また、車庫の場合は、建築物の許可基準に従うものとする。		
土地の形質の変更		変更後の状態が歴史的な風致を著しく損なわないものとする。 空地が生じた場合は、歴史的風致と調和するよう管理運用する。		
土石類の採取		採取後の状態が、歴史的な風致を著しく損なわないものとする。		